

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月5日
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 銭 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第17回新株予約権) その他の者に対する割当 751,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,291,606,100円
	(注)1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
	2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	7,511個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	751,100円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成30年3月22日
割当日	平成30年3月22日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

- (注) 1. 第17回新株予約権証券(以下、「本第17回新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年3月5日に開催された当社取締役会(以下、「本取締役会」といいます。)において決議しております。
2. 当社は、本第17回新株予約権の発行とは別に、第三者割当の方式による第14回乃至第16回新株予約権(以下、「本第14回乃至第16回新株予約権」といいます。)について、本取締役会において発行を決議しています。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第17回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で本第17回新株予約権の第三者割当契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第17回新株予約権の発行は行われませんこととなります。
5. 本第17回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
6. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社イグニス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	751,100株 本第17回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金3,050円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,291,606,100円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第17回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第17回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第17回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年12月31日から平成40年3月21日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第17回新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本第17回新株予約権を行使することができず、受託者より本第17回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第17回新株予約権者」といいます。)のみが本第17回新株予約権を行使できることとする。 2. 受益者は、平成31年9月期または平成32年9月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」といいます。)を限度として、行使することができる。 (a) 営業利益21億円を超過した場合 行使可能割合:50% (b) 営業利益40億円を超過した場合 行使可能割合:75% (c) 営業利益60億円を超過した場合 行使可能割合:100% なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第17回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

	<p>3. 受益者は、本第17回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第17回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第17回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第17回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第17回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第17回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第17回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第17回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第17回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第17回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第17回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

## (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第17回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第17回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第17回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第17回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3. 本第17回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第17回新株予約権を行使請求しようとする本第17回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。))第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第17回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

## 4. 本第17回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第17回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第17回新株予約権の行使により本第17回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

## 5. 本第17回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第17回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,291,606,100	11,000,000	2,280,606,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、本第17回新株予約権の発行価額の総額(751,100円)に本第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,290,855,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 本第17回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本第17回新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

### (2)【手取金の使途】

本第17回新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役及び従業員(以下、「役職員」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本第17回新株予約権の行使の決定は受託者から本第17回新株予約権の交付を受けた当社の役職員の判断に委ねられるため、本第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による第三者割当の方式による本第17回新株予約権の発行とともに、本取締役会において、資金調達の目的で、ドイツ銀行ロンドン支店に対して、第三者割当の方式による本第14回乃至第16回新株予約権の発行を決議しております。

本第14回乃至第16回新株予約権の発行の概要は以下のとおりであります。

< 第14回新株予約権証券 >

- (1) 新株予約権の総数：10,000個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式1,000,000株(1個あたり100株)
- (3) 発行価額：790円
- (4) 割当日：平成30年3月22日
- (5) 払込期日：平成30年3月22日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額

当初は、3,050円(条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額)

但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年3月5日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第3項または4項により修正または調整を受けることがあります。

- (7) 権利行使期間：平成30年3月23日(当日を含む。)から平成33年3月22日(当日を含む。)までとします。
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- (9) 募集の方法

第三者割当の方式により、ドイツ銀行ロンドン支店に割り当てます。

## &lt; 第15回新株予約権証券 &gt;

- (1) 新株予約権の総数：3,500個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式350,000株（1個あたり100株）
- (3) 発行価額：677円
- (4) 割当日：平成30年3月22日
- (5) 払込期日：平成30年3月22日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額  
5,000円  
但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年3月5日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項  
2 新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項」により調整を受けることがあります。
- (7) 権利行使期間：平成30年3月23日（当日を含む。）から平成33年3月22日（当日を含む。）までとします。
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額は会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (9) 募集の方法  
第三者割当の方式により、ドイツ銀行ロンドン支店に割り当てます。

## &lt; 第16回新株予約権証券 &gt;

- (1) 新株予約権の総数：3,500個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式350,000株（1個あたり100株）
- (3) 発行価額：512円
- (4) 割当日：平成30年3月22日
- (5) 払込期日：平成30年3月22日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額  
当初は、7,000円  
但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年3月5日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項  
3 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第3項または4項」により修正または調整を受けることがあります。
- (7) 権利行使期間：平成30年3月23日（当日を含む。）から平成33年3月22日（当日を含む。）までとします。
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額は会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 募集の方法  
第三者割当の方式により、ドイツ銀行ロンドン支店に割り当てます。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

- (1) 本第17回新株予約権  
a. 割当予定先の概要

氏名	曾我 隆二
住所	神奈川県藤沢市
職業の内容	公認会計士、税理士

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	受託者は、当社子会社の税務顧問であるS K I P税理士法人の代表社員であり、当社子会社の税務に関する諸手続きを行っており、当社子会社は顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## &lt; 第三者割当の内容 &gt;

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社の将来の取締役及び従業員に本第17回新株予約権を交付するため、当社代表取締役社長である銭鋳を委託者(以下、「本委託者」といいます。)とし、曾我隆二を受託者(以下、「本受託者」または「曾我氏」といいます。)とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約(以下、「本信託契約」といいます。)を締結し、時価発行新株予約権信託(以下、「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下、「本インセンティブプラン」といいます。)を実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下3つのプランによって構成されます。

本信託契約上のプラン名称	新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
信託2020	第17回新株予約権 (3,487個)	平成30年4月～ 平成32年9月	平成32年12月の最終営業日	平成32年12月31日～ 平成40年3月21日
信託2021	第17回新株予約権 (2,012個)	平成32年10月～ 平成33年9月	平成33年12月の最終営業日	平成32年12月31日～ 平成40年3月21日
信託2022	第17回新株予約権 (2,012個)	平成33年10月～ 平成34年9月	平成34年12月の最終営業日	平成32年12月31日～ 平成40年3月21日

これらのプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本第17回新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本第17回新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本第17回新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第17回新株予約権7,511個のうち、3,487個はインセンティブプラン「信託2020」を通じて平成32年12月の最終営業日で確定する受益者に対して、2,012個はインセンティブプラン「信託2021」を通じて平成33年12月の最終営業日で確定する受益者に対して、残り2,012個はインセンティブプラン「信託2022」を通じて平成34年12月の最終営業日で確定する受益者に対して交付します。本インセンティブプランを3つに分割した理由は、1,2年の人事評価期間が終わる度に本第17回新株予約権を交付することが当社役職員に対する短期的な動機付けとしても適切と考えたからであります。なお、本インセンティブプランでは、「信託2020」から「信託2022」までの全ての信託において共通の新株予約権を信託の対象としておりますが、これは当社として、当社役職員のモチベーションにも影響のある重要な新株予約権の業績条件につき、現段階で平成33年度以降の業績までを合理的に見通して妥当な条件設定を行うのは困難であるため、本新株予約権の内容としては平成32年度までの業績条件を設定するに留め、交付日までの当社役職員各人の貢献度合いに応じて現時点から交付日までのキャピタルゲインを反映している本新株予約権の配分率を変動させられるという本インセンティブプラン固有の仕組みによって当社役職員のモチベーションを高めることを期待したものであります。

本インセンティブプランは、下記にてご説明するとおり、中途採用者に対するサインアップボーナスや人事評価期間中の単年度貢献に加え、当社のミッションである「次のあたりまえを創る。何度でも」に貢献した者又は貢献が見込まれる者に対するインセンティブとなることを主眼として設定するものです。「次のあたりまえを創る。何度でも」は、単年度といった短期で達成することは難しい場合があり、こうした場合であっても、各信託の人事評価期間において一定の成果を出す又は近い将来成果を出すことが見込まれるところまでの取組みを行った者には、本決議日からの業績向上に対するインセンティブを得られるよう、本インセンティブプランを採用したものです。この点、現在から平成33年12月又は平成34年12月の交付日までの間の当社企業価値の向上に対する貢献に対して、通常のストックオプションを平成33年12月又は平成34年12月に交付する場合には、確かにその時点で現在から交付日までの各役職員の活躍を踏まえて新株予約権の配分率を決定することはできませんが、当社の現在からその時点までの業績向上に対する株価上昇などのメリットを当社役職員が享受することはできないため、交付日以降の株価上昇に対するキャピタルゲインのみが当社役職員のインセンティブになることとなります。

なお、受益者は、本第17回新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下、「交付ガイドライン」といいます。)に従い、本委託者を除く取締役によって構成され、過半数を社外取締役が占める評価委員会によって指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本第17回新株予約権が交付されるべき受益者の選定は、人事評価期間中、各事業年度(信託2020については平成30年度下半期と平成31年度の2回、信託2021及び信託2022についてはそれぞれ平成32年度、平成33年度)終了後3カ月以内に1回開催される評価委員会において、インセンティブパッケージの付与という形で行われます。評価委員会では、当社役職員のうち、当社のミッションである「次のあたりまえを創る。何度でも」に貢献した者もしくはこれに中長期的に貢献が期待できる者に重点を置き、その他単年度の利益又は業績の向上、組織力の強化、新規事業の立ち上げに貢献した者や中途採用において過去に他社で十分な実績を有しており当社としてもサインアップボーナスを交付すべきと考えられる者を対象として、本第17回新株予約権最大500個から最低50個まで(端数分は評価委員会が交付日に先立ち適宜調整します。)を1セットとしたインセンティブパッケージを交付できるものとされており。そして、このようにしてインセンティブパッケージの付与を受けた者は、交付日に評価委員会により最終的に受益者となるべき者として指定されることにより、受益者として確定することになります(例えば、「次のあたりまえを創る。何度でも」に貢献したとして本第17回新株予約権500個を含むインセンティブパッケージ1セットの付与を受けた者は、交付日に本第17回新株予約権500個を獲得することになります。)。なお、交付日に付与されなかったインセンティブパッケージ及びそれに対応する本新株予約権は、交付日時点で消滅いたします。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している役職員のみならず将来採用される役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度及びこれからの貢献期待を考慮して本第17回新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になる場合があるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本第17回新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社の役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することも可能となっており、将来採用される従業員に対しても分配することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本第17回新株予約権を将来の貢献度に応じて当社の役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

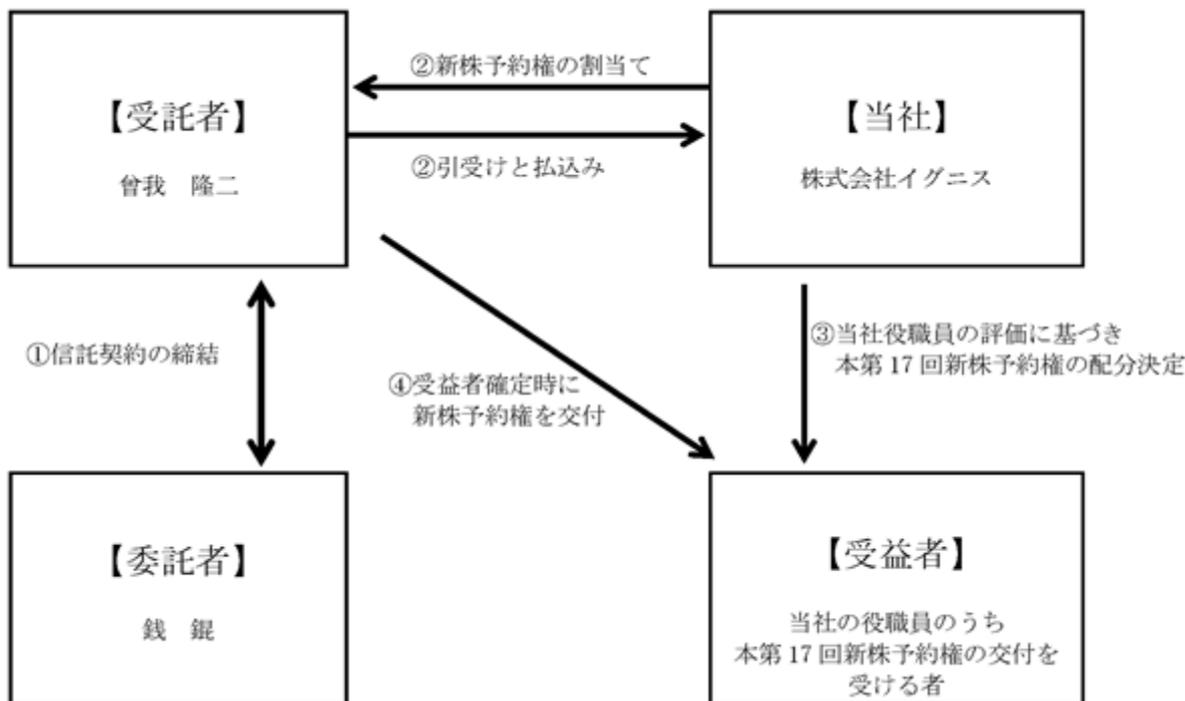
加えて、本第17回新株予約権には、営業利益に関する3段階の業績達成条件(21億円、40億円、60億円)が定められております。このため、かかる営業利益の業績達成条件が達成できない場合には、本新株予約権を行使することはできなくなり、これにより本新株予約権が消滅し、本インセンティブプランは終了することになります。1段階目を21億円と致したのは、当社過去最高営業利益である14億円をベースとし、より高い業績目標への達成意識及び一体感を醸成する目的で当社が平成28年10月13日付で発行した業績目標コミットメント型募集新株予約権(第11回新株予約権)に設定された営業利益に関する業績達成条件の水準に合わせることで、当該新株予約権を付与された当社従業員及び完全子会社従業員と本第17回新株予約権の付与対象者との間で目標に対する一体感を醸成するためであります。また、3段階目を60億円と致したのは、平成30年2月13日に当社が発表致しました第1四半期決算説明資料において、平成32年9月期の目標として営業利益目標を60億円としておりますので、かかる目標に合わせる形で3段階目を60億円としております。他方で、21億円と60億円の目標間には大きな数値上の乖離があるため、2段階目を40億円として目標を細分化し、より段階的な業績達成条件を設定することで、当社の役職員のモチベーションの維持を図ることが可能と考えております。このように過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対して、当社役職員の業績達成意欲をより一層維持・向上させ、当社の業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できると考えております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

## &lt; 本信託の概要 &gt;

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	銭 鋺（当社代表取締役社長）
受託者	曾我 隆二
受益者	交付日に受益者として指定された者 （受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成30年3月16日
本第17回新株予約権の交付日	信託2020：平成32年12月の最終営業日 信託2021：平成33年12月の最終営業日 信託2022：平成34年12月の最終営業日
信託の目的	本第17回新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社の役職員のうち、本信託契約に基づき、本第17回新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本第17回新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成30年3月16日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記< 第三者割当の内容 >記載の通りです。

## &lt; 本インセンティブプランの概要図 &gt;



本委託者である銭鋺が本受託者である曾我氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本第17回新株予約権を発行し、受託者である曾我氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本第17回新株予約権を引き受けます。そして、本第17回新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本第17回新株予約権を交付日まで管理します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の貢献度に応じて、当社の役職員に対し、交付する本第17回新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージを付与し、当該インセンティブパッケージの数に応じて各役職員に対して交付すべき本第17回新株予約権の個数を決定します。

本第17回新株予約権の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本第17回新株予約権が受益者に分配されます。

本第17回新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本第17回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができ

ます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者に死亡等の事由が生じた場合については、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社が本受託者を本第17回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である曾我氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本第17回新株予約権を管理すること、交付日に本第17回新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社子会社の税務顧問の代表社員であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、曾我氏を本第17回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本第17回新株予約権の目的である株式の総数は、曾我氏を割当先とする751,100株であります。

#### e. 株券等の保有方針

本第17回新株予約権の割当予定先である曾我氏は、本信託契約に従い、本第17回新株予約権を、交付日まで保管し、その後、受益者である当社の役職員へ交付することとなっております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第17回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者である錢銀が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の銀行口座の残高照会画面を確認するとともに、平成30年3月16日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である曾我氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。

また、当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、曾我氏が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しております。そして、当社は「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本第17回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第17回新株予約権の発行価額の決定に際して、本インセンティブプランについての実績が豊富な当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に本第17回新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本第17回新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値3,050円/株、株価変動性(ボラティリティ)89.98%、配当利回り0%、無リスク利率0.05%や本第17回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額3,050円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本第17回新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を1個当たり100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本第17回新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本第17回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。平成30年3月5日付の当社取締役会決議において同時に決議した本第14回乃至第16回新株予約権とは払込金額が異なりますが、これは本第14回乃至第16回新株予約権と本新株予約権では発行条件が異なるためです。

また、本第17回新株予約権の行使価額については、本第17回新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年3月2日)の東京証券取引所における普通取引の終値3,050円を参考として、当該終値と同額の1株3,050円に決定いたしました。

さらに、当社監査等委員会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第17回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は751,100株(議決権数7,511個)であり、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数13,415,200株及び平成29年9月30日現在の総議決権数を基準として平成29年12月1日付の株式分割(当社普通株式1株につき2株の割合)(以下、「本株式分割」といいます。)を考慮した議決権数133,658個を分母とする希薄化率は5.60%(議決権の総数に対する割合は5.62%)に相当し本第17回新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

なお、本取締役会において同時に決議した本第14回乃至第16回新株予約権の発行により増加する潜在株式数と今回の第三者割当による本第17回新株予約権の発行株式数とを合算すると2,451,100株増加し、最大で18.27%(議決権比率18.34%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本第17回新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。このため、本第17回新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本第17回新株予約権の行使により発行される株式の総数751,100株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約244,591株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本第17回新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

また、本第14回乃至第16回新株予約権につきましても、原則として当社の停止指定により権利行使をコントロールすることが可能であり、急速な希薄化に一定の歯止めを掛けることが可能であること、本第14回乃至第16回新株予約権の発行及び割当予定先による行使により調達した資金を、一層の事業拡大と財務基盤の強化のために充当し、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であるため、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えられることから、本第17回新株予約権と本第14回乃至第16回新株予約権を合算した希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
銭 銀	東京都渋谷区	3,966,600	29.68	3,966,600	25.08
鈴木 貴明	東京都渋谷区	3,966,600	29.68	3,966,600	25.08
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツバンクアゲーロンドン6100)(常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK	-	-	1,700,000	10.75
曾我 隆二	神奈川県藤沢市	-	-	751,100	4.75
山本 彰彦	東京都目黒区	217,400	1.63	217,400	1.37
山田 理恵	東京都渋谷区	192,200	1.44	192,200	1.22
佐藤 裕介	東京都港区	152,000	1.14	152,000	0.96
柏谷 泰行	東京都渋谷区	119,000	0.89	119,000	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	66,000	0.49	66,000	0.42
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	60,000	0.45	60,000	0.38
渡辺 眞吾	秋田県秋田市	60,000	0.45	60,000	0.38
計	-	8,799,800	65.84	11,250,900	71.13

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及びドイツ銀行ロンドン支店及び曾我氏以外の「割当後の所有株式数」につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき、平成29年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割(以下、「本株式分割」といいます。)を考慮した数を記載しております。

2. 大株主の「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の所有議決権数(本株式分割考慮後)」を、「平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後)」で除して算出しております。また、大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の所有議決権数(本株式分割考慮後。但し、割当予定先については当該議決権数に本第14回乃至第16回新株予約権の行使により割当予定先に交付されることとなる株式数の上限である1,700,000株に係る議決権数17,000個を加算した数、曾我氏については当該議決権数に本第17回新株予約権の行使により同氏に交付されることとなる株式数の上限である751,100株に係る議決権数7,511個を加算した数)」を、「平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後)に本第14回乃至第16回新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である1,700,000株に係る議決権数17,000個及び本第17回新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である751,100株に係る議決権数7,511個を加算した数」で除して算出しております。

3. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、本第14回乃至第16回新株予約権を行使した場合に交付される当社株式(1,700,000株)を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、株価及び出来高の状況等により、本第14回乃至第16回新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性があります。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月18日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成30年3月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月18日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成30年3月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成30年3月5日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イグニス 本店  
(東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。